

件名	心身障害者医療費助成に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区江東橋 墨田区地域腎友会 会長 C		
受理年月日	平成24年2月14日	受理番号	第3号
<p>要旨</p> <p>65歳以上の新規障害者も心身障害者医療費助成の対象にするよう、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>心身障害者医療費助成制度は、1999年度に策定された東京都の財政再建推進プランのもと、「福祉といえども聖域にあらず」と言われ、2000年9月に改正されました。この改正により、住民税非課税者は従来どおり医療費の自己負担は生じませんが、住民税課税者は1割の自己負担が生じることになりました。それと同時に所得制限基準額も厳しく引き下げられ、助成対象者は減少しました。そして、一番重大な改正内容は、65歳以上の新規障害者が当該制度の対象から除外されてしまったことです。当時の東京都の説明では、「65歳以上の新規障害者は、それまでに資産形成が十分なされており、今後は老人保健制度（現在の後期高齢者医療制度）の障害認定を受けていただき、心身障害者医療費助成制度と自己負担が同じ1割の老人保健制度に加入してほしい」ということでした。しかし、東京都が言っている「65歳までに資産形成が十分なされている人」は決して多くはなく、老後に不安を抱えている人が大多数です。障害者施策と高齢者施策を同時に取り扱うことは、歴史的に見ても土台無理な話です。</p> <p>特に強調したいのは、65歳以上の新規障害者は、住民税非課税者でも1割の自己負担が生じてしまうということです。同じ65歳以上の住民税非課税者でも、障害者認定の時期によって1割の自己負担が生じる人と生じない人がいるため、仲間の中でも割り切れない人がたくさんいます。</p> <p>高齢障害者は低所得で、しかも少ない年金で生活している人が多く、また住民税非課税者にとって1割の自己負担は、受診抑制につながってしまいます。制度改正から11年が経過しており、65歳以上の高齢障害者は急速に増加の一途をたどっています。高齢障害者が増加するほど、ますます矛盾が拡大しているのです。昨今の厳しい不況が続く中、高齢でしかも障害や難病を抱えている低所得者は、ぎりぎりの生活を強いられています。</p> <p>墨田区議会として、このような整合性のない矛盾した制度を放置することなく、一日も早く解消するよう、東京都に対して意見書を提出してください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			